

障害者福祉システム等標準化検討会（第4回）議事概要

日時：令和7年1月17日（金）13:30～14:40

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（座長）

出席 生田 正幸 関西学院大学大学院 人間福祉研究科 講師（非常勤）

（構成員）

出席 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

欠席 上野 睦子 東京都福祉局障害者施策推進部企画課長

出席 高橋 英之 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

代理 高野山 雄一朗 船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 係長

欠席 小原 竹志 葛飾区政策経営部情報システム課長

出席 中村 剛志 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長

出席 半田 信哉 坂井市健康福祉部 次長

出席 馬場 智代 熊取町健康福祉部障がい福祉課長

出席 三浦 裕和 株式会社RKKCS 企画開発本部 副本部長

出席 中山 政隆 Gcomホールディングス株式会社 カスタマーサポート部
第2保守サポート課長

出席 星島 基宏 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ

出席 関 和可奈 株式会社電算 ソリューション3部 主幹

出席 中垣 伸哉 株式会社アイネス 開発本部 WR開発部 第一課長

出席 大澤 巧 株式会社IJC システム事業本部 情報システム部 担当部長

出席 近藤 誠 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 主任

代理 手塚 翔太 富士通Japan株式会社 Public&Education事業本部
社会保障サービス事業部 主任

（オブザーバー）

欠席 千葉 大右 デジタル庁地方業務標準化 エキスパート

出席 池端 桃子 デジタル庁地方業務標準化 エキスパート

欠席 米田 圭吾 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

出席 津田 直彦 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

出席 山田 貫才 デジタル庁統括官付参事官付

欠席 丸尾 豊 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐

出席 中川 瑛 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐

出席 飯野 一浩 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

出席 島添 悟亨 厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長

大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任

保険局保険課 課長補佐 併任

社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー

出席 本後 健 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書 4.1 版案の対応概要等について
3. 標準仕様書 4.1 版案の決定について
4. その他

【議事概要】

○後藤構成員

- ・資料4のNo24の内容は、進達事務において電子ファイルでやりとりをする場合、電子ファイルのデータレイアウトは都道府県と市区町村間で個別に調整することとされているが、本来は一意に定めるべきではないかとの意見と理解している。意見のとおり各都道府県と市区町村間で個別に調整することは現実的ではないと考えるが事務局の見解等があれば伺いたい。

⇒ご指摘のとおり、本来であれば、データレイアウトの項目を標準仕様として定めるべきと理解しているが、現状、多くの自治体が紙による進達事務を行っており、電子ファイルでの進達を行っている自治体は少ない状況である。また、電子ファイルで進達を行っている自治体よりデータレイアウトのサンプルをいただき確認したところ、項目が各自治体で大きく異なっていたことから統一したレイアウトを定めることが難しく、現在の整理とさせていただいている。（事務局）

○後藤構成員

- ・資料3の地域生活支援事業の標準化要否に関する29ページから32ページについて、事務局からの説明、各自治体の全国照会の回答から地域生活支援事業は事業そのものが市区町村で様々であり、結果、事務処理システムもそれぞれになっていると理解した。その上で標準化自体の目的が自治体システムの標準化であるのであれば、現行の地域生活支援事業の事業内容や制度自体を見直すことも必要ではないか。

⇒地域生活支援事業は平成18年の障害者自立支援法の施行にあわせて、それまでの様々な事業を取り込んで、地域生活支援事業というひとつの事業体として定めたところである。そのため、事業内容が自治体の実情にあわせて様々となっている。とりわけ大きな自治体についてはその傾向が強く全国意見照会の結果からもその結果が見受けられる。自治体の立場としては地方自治という考えがあるものの、地域格差の課題等を考慮すると、地域生活支援事業を標準化の対象にするべきとの意見は理解できるが、一方で地域生活支援事業の制度自体を全国的にある程度共通化するというのは、想像以上に労力が必要であると認識している。厚生労働省としては、地域生活支援事業は標準化の対象に含めないことと結論づけたが、標準システム上で一体的な運用を進めていくことが要望としてあることを認識している。また、地域生活支援事業の制度自体に関する意見があることを認識させていただいた。（厚生労働省障害部）

○生田座長

- ・「障害者福祉システム標準仕様書【第4.1版】案」の決議をさせていただく。事務局からの説明のとおり、検討会後に標準仕様書への変更等が一部発生する可能性があるが、最終的な判断については座

長に一任をいただきたい。その上で「障害者福祉システム標準仕様書【第4.1版】案」の決定にあたり、疑義等はないか。

⇒（生田座長）特に疑義等はないため、「障害者福祉システム標準仕様書【第4.1版】案」を決定とする。

以 上